

2017
02
February



CLIENT

H29.02.05 No.305



明日へのヒント

- ・ 歯科医院の増患対策 ②
～ “差質化” 戦略推進の必要性～

P1・2

弊法人からのご連絡事項

- ・ 配偶者等の確定申告

P5

弊法人からのご連絡事項

- ・ 院長の確定申告

P3・4

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・ 国税のクレジットカード納付

P6

弊法人からのご連絡事項

- ・ 総勘定元帳の返却方法

P7



前回、顧客価値と“差質化”戦略についてご紹介しました。歯科医院が提供する、良い治療という「結果」と、その「過程」の両方を大切にしなければならないという内容でした。今回は、差質化を進めるためのポイント、また今後、標榜すべき「利益の算式」についてもお伝えいたします。

■ 差質化戦略が問うものとは？

差質化戦略が言われ始めたのは、バブル経済が崩壊した頃からです。現在は、少子高齢化により、医院に通院することが難しいお年寄りの増加や、小児や虫歯も減少傾向にあり、差質化戦略がより問われています。歯科医師の場合、大学病院等に残るよりも開業するのが一般的であるため、1つの駅周辺に4つ5つの医院が乱立する現状があります。

◆ 収入・患者数減少の理由

- 歯科医院が多くなり、競争が激しくなったこと
- 消費税増税、健康保険の自己負担割合の増加
- 少子高齢化により患者数の減少

しかし一方では、増患が実現できた医院もあります。それは「患者さんが歯科医院を選ぶようになった」ことを前向きに捉え、「対応が良い」「腕が良い」ことを周知させ、患者さんを集めた医院です。健康保険制度や景気動向は、他の医院も当てはまる外的要因となります。差質化をどのように実現していくかを考えるには、まず、ご自身の医院について目を向けてみる必要があるでしょう。

(1) 顧客を失う主な理由

顧客を失ってしまう理由は、外的要因と内的要因に分けられます。

外的要因とは、消費税増税や自己負担割合の増加、顧客の転居や死亡、ライバルとなる競合の歯科医院への流出などです。外部からの影響ですので、医院が最大限尽力したとしても、及ばない部分が含まれます。

一方、内的要因とは、「その歯科医院に魅力を感じない」「不満がある」といった理由によるものです。そうした不満をできる限り削減すべく、医院内部の改善が求められます。

(2) ソフト面で「気の緩み」はないか？

歯科医院で、「技術」に関する設備や医師の技量が「ハード」である場合、歯科衛生士と患者さんとの会話や、受付スタッフの電話応対やご案内は「ソフト」となります。患者さんにとって心地よい空間をつくる要素がソフト面となります。

お待たせしている患者さんに気遣いの言葉をかけること、明るい声で電話応対をすることなど、皆様の医院においても、ソフト面での改善を図るため、時折振り返ってみてはいかがでしょうか。

また最近では、滅菌などの衛生面の管理が注目されています。一部週刊誌などで、歯科医院の感染リスクを気にする患者が増えたとの報道もありました。患者さんの目が厳しくなっている傾向についても、念頭に置きましょう。クラスBのオートクレーブ、タービン類の滅菌装置、エアロの空気洗浄機等の導入により、一定の効果が期待されます。



(3) 健康保険制度と医業収益

●1961年に、「国民皆保険制度」が確立しました。どこの医院でも、同じ金額で同じ診療を受けられる「安心」があり、経済的負担が少ないため気軽に医療を受けられる様になりました。

●現在は、医療費の増大に対応するための給付と負担の見直しの時代となります。医療提供体制の整備・充実や、高齢化、また医療技術の高度化の影響があります。

[保険診療]

メリット: どの病院でも同じ治療が受けられる。経済的負担が少ない。
デメリット: 診療報酬の組み立てが「出来高払い」であるため、「不用な検査」でも、行うほど収入が上がる傾向にある。
デメリット: 検査内容や使用できる薬などが決まっているため、良心的で診断の正しい医師のほうが、経営が厳しくなる可能性もある。

[自由診療]

メリット: より良い材質を使うことで、耐久性に優れた、または、見た目の良い歯を手に入れることができる。アレルギーの少ない、身体親和性のある素材を選択することが可能である。
メリット: 医院にとり、患者さんに十分な時間を確保することができる。
デメリット: 患者さんにとっては、保険診療よりも高い費用を支払う必要がある。

院長先生が標榜する歯科医院とは、どのような医院でしょうか？
 健康保険に依存し過ぎない経営をどのように手に入れますか？

(4) これからの「利益の算式」

◇保険診療の「利益の算式」従来型

$$\text{公定価格} - \text{原価} - \text{経費} = \text{利益}$$

◇自由診療の「利益の算式」未来型

$$\text{原価} + \text{経費} + \text{利益} = \text{自由設定価格}$$

保険診療の「利益の算式」では、公定価格は変えられないため、原価を下げて経費を下げるしか方法はありません。それでは、将来を見据えた設備投資を行うことや優秀な人材を雇うことができません。

これからは、自由診療で利益を求めることも一案と考えられます。患者さんに自由診療のメリットをきちんと説明し、治療内容に見合う価格を設定しましょう。

自由診療を進める場合、患者さんにとって価格が高くなると思われるでしょう。必要な治療が可能となる環境づくりは必要ですし、また、それを使いこなせる人材も雇用すべきです。その上で、適正な利益を乗せて価格を決めることができます。

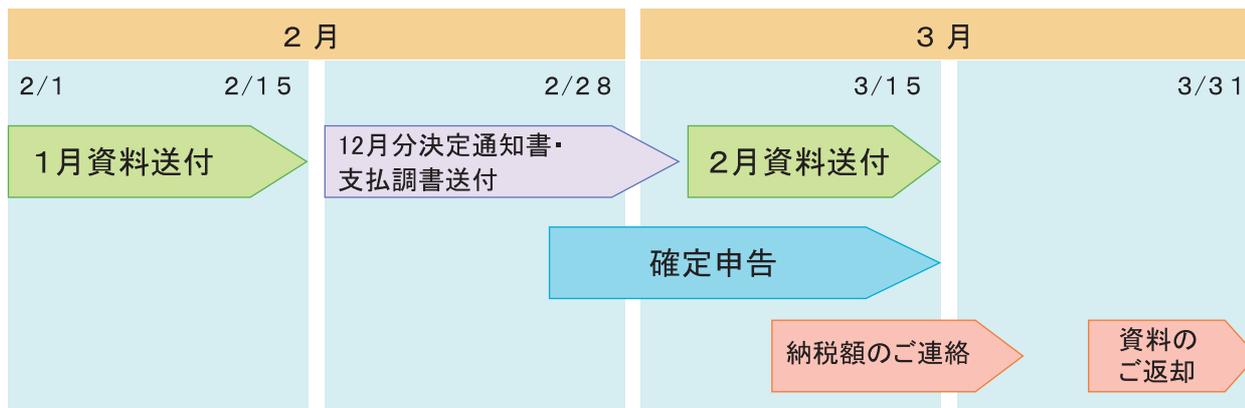
「収益を重視」した診療のやり方へと、考え方をシフトしていく必要があると思われます。

記事に関してのご質問は、お気軽にお問い合わせください。
 日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

スケジュール

平成28年度の確定申告(平成29年3月15日提出期限)までのスケジュールは下記のようになります。資料等をお送りいただくことが多くなりますが、ご対応くださいますようお願いいたします。



平成28年所得税・消費税

項目	内容	期限等
確定申告	<p>※ 前年電子申告の場合は、用紙は送られてきませんので不要です。</p> <p>譲渡所得等がある方には、1月中旬に税務署より、確定申告の用紙が送られてくる場合があります。</p> <p>確定申告の用紙が入っている封筒ごと、中身の説明書等を捨てないで、そのまま弊社へ【緑の封筒】でお送りください。</p> <p>クレジットカード納付希望の場合は2月15日(水)までに担当へご連絡ください。詳細は6ページをご覧ください。</p>	2月中旬
確定申告書への署名・押印	<p>確定申告は、原則として電子申告とさせていただきます。</p> <p>署名・押印は、弊法人の税理士電子証明書を使用するため省略となります。</p>	
申告納税額の連絡	<p>納税額の連絡は郵便等でお送りいたします。</p>	3月中旬
所得税の納付	<p>すべて自動振替納税でお願いしています。</p> <p>銀行預金からの自動振替納税日は、4月20日(木)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新規開業の場合は、別途ご連絡いたします。 ● やむを得ず現金納付を希望される場合には、納付額をご連絡いたします。現金納付の納付期限は、平成29年3月15日(水)です。 ● 消費税の振替納税日は、4月25日(火)です。 ● クレジット納付の場合、利用代金の引き落とし日は、カード会社により異なります。 	

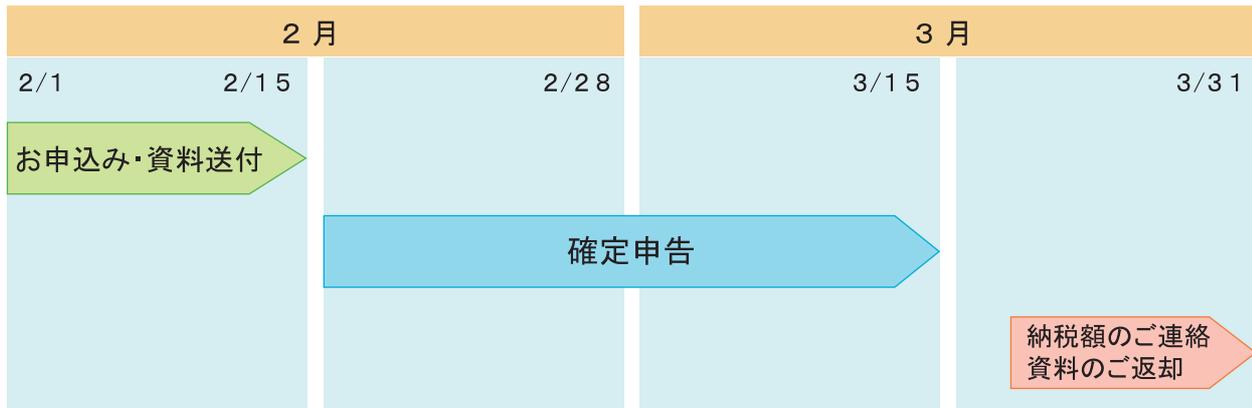
次頁へ

平成28年所得税・消費税

項目	内 容	期 限 等
確定申告書の内容説明	3月25日(金)以前に、確定申告書の内容についてのご説明にお伺いすることはできませんので、ご了承ください。	3月下旬より
確定申告内容の訂正	<p>申告期限(平成28年分は、平成29年3月15日)前であれば、訂正ができますので、お気付きの点は、電話、FAX、Eメール等でお知らせください。</p> <p>①期限後であっても、誤りの訂正はできますので、必ずお知らせください。期限後の訂正は、原則としてペナルティが課されます。弊法人の責に帰す場合には、損害賠償保険の対象となることがありますので必ずご連絡をお願いします。</p> <p>②申告の訂正には、税金が減額されるものと増額されるものがあります。いずれの場合でも、お気付き又は疑問の点はお知らせください。</p>	<p>随時</p> <p>減額の場合は 期限あり</p>
資料の返却	<p>お預かりした領収書、確定申告書等は、3月25日～3月31日までにダンボール箱でお送りさせていただきます。</p> <p>● 保育園に確定申告書の写しを提出する場合は、弊法人より直送しますので、その旨を担当宛にお知らせください。</p>	3月下旬
確定申告の費用	<p>個人の医院</p> <p>①3月分の月次報酬と同時に、決算・確定申告料の一部12万円(新規開業等一部の方を除く)を三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>②上記①を控除した決算・確定申告手数料の残額を、4月分の月次報酬と同時に、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>配偶者・両親等の申告 → 費用は5ページ</p> <p>実費を負担していただき、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>法人の医院</p> <p>理事長等の確定申告書作成料については、法人の4月分の月次報酬と同時に、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p>	

配偶者等の確定申告に関する費用を一覧にしました。ご不明の点は、担当者宛にお知らせください。

■申告までの流れ



■配偶者の確定申告に関する費用一覧

(別途、消費税がかかります。)

	確定申告に関する費用	配偶者・生計を 一にしている親族	生計を一に していない親族
申告基本料		12,000円	12,000円
給与所得のみ ※ 住宅借入金等 特別控除	2か所まで	5,000円	8,000円
	3か所以上1か所増すごとに	1,000円	1,000円
	所得控除		
	寄附金1か所ごとに	500円	500円
	医療費控除	2,000円	2,000円
	領収書30枚以上は1枚ごと	50円	50円
	扶養・障害者控除	無料	無料
	社会保険料控除	無料	無料
	生命保険料控除	無料	無料
	地震保険料控除	無料	無料
	小規模共済控除	無料	無料
	雑損控除	別途有料	別途お見積り
不動産所得等		業務案内	お見積り
譲渡所得等		業務案内	お見積り

※ 住宅借入金等特別控除

初年度 7,000円
2年目以降 1,000円

配偶者・生計を 一にしている親族	院長の口座より振替
その他	直接請求によるお振込

院長が損失申告・その他申告状況により、専従者が還付申告をする場合

専従者の給与所得のみの場合 3,000円

ご不明点がございましたら、担当までお気軽にお問い合わせください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

Question

平成28年12月のCLIENTに、税金もクレジットカードで納付できるとお知らせがありました。利用しようかと思っているのですが、クレジットカードのポイントは付くのでしょうか。また、利用する際に注意すべき点がありますでしょうか。

Answer

カード会社によりますが、クレジットカードを使って国税を納付する場合にも、ポイントは付きます。ただし、納付税額1万円につき82円（消費税込）の決済手数料がかかることを忘れてはいけません。率に換算すると0.82%です。

そのため、クレジットカードのポイント還元率0.82%以上であれば、お得になります。一方、還元率が0.82%未満の場合は、手数料で損をしてしまうことになります。

納付税額	決済手数料 (税込)
1円～10,000円	82円
10,001円～20,000円	164円
※10,000円を超えるごとに、 決済手数料82円が加算されます。	

例えば……

納付税額	決済手数料(税込)
200,000円	1,641円
500,000円	4,104円
1,000,000円	8,208円
1,500,000円	12,312円
2,000,000円	16,416円

① 利用可能なクレジットカードは？

Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARDです。

② 納付するにはどうすればいいのでしょうか？

クレジットカード納付をご希望の方は、国税庁の「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、納付手続きを行う必要があります。

なお、クレジット納付に関するWEBサイトの操作方法については、弊社人では分かりかねます。直接、国税庁等へお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

③ 支払回数は選べますか？

カード会社によりますが、支払回数は、一括払い・分割払い（3回、5回、6回、10回、12回）又はリボ払いの中から選ぶことができます。なお、分割払い又はリボ払いの場合は、決済手数料の他に、カード会社が定める手数料が発生する場合があります。

④ 領収書は発行されますか？

クレジットカード納付の場合、領収書は発行されません。金融機関等に領収書を求められた場合、ご自身で納税証明を取得する等の手続きが発生します。ご注意ください。



国税クレジットカードお支払サイト

<https://kokuzei.noufujp/>

平成28年分（平成29年3月申告分）確定申告で、クレジット納付をするには3月15日（水）までに医院で、②の手続きを行う必要があります。ご希望の場合は2月15日（水）までに担当にお申し付けください。個別にご案内をさせていただきます。

2月15日以降の申し出には対応しかねますので、ご了承ください。

詳しくは担当へお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

日々の経理業務で会計ソフトを利用する医院が多くなってきておりますので、確定申告後にお送りする総勘定元帳についても、電子媒体（CD-ROM）での返却を希望される医院が年々増えています。今年も総勘定元帳の返却方法につきましてアンケートを同封させていただきますので、ご回答をお願いいたします。

FAX : 03-3224-2874

.4000 ○○歯科医院 御中


 平成29年2月
 東京都港区赤坂2-2-12 NBF赤坂山王スクエア2F
 日本クレアス税理士法人 医療事業部
 TEL: 03-3224-2873
 FAX: 03-3224-2874

総勘定元帳の返却方法について

総勘定元帳はCD-ROMによるものと、冊子（紙）によるもの、どちらかご希望の形式にてご返却致します。

下記のいずれかを選択し○印を付け、平成29年2月24日（金）までにメール又はFAXでお送りください。

いずれか欄に○を付けて下さい

<input type="checkbox"/>	CD-ROMを希望
<input type="checkbox"/>	冊子（紙）を希望
<input type="checkbox"/>	CD-ROMと冊子（紙）の両方を希望 <small>（この場合は、5,400円の費用が別途かかります。）</small>

■CD-ROMのメリット・デメリット
 [メリット] 検索と印刷が自由にでき、保管に便利です。
 [デメリット] 閲覧にはパソコンが、印刷にはプリンタが必要となります。

■ご指定がない場合
 ご回答がない場合は、CD-ROMの元帳をお送りさせていただきます。

〒107-8288-80 : XVAJ

0000030100

例年と同じ内容になっております。

下記どちらかの元帳を希望されるか、ご回答ください。

- CD-ROM
- 冊子（紙）



総勘定元帳

希望する元帳のタイプに○を付けて、メール又はFAXでお送りください。

お申込み期限：平成29年2月24日（金）まで

- ・アンケートの回答が無い場合には、CD-ROMでの返却となります。ご了承ください。
- ・CD-ROMと冊子の両方をご希望の場合は、5,400円（税込）の費用が別途かかります。

詳しくは担当へお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼
 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
 TEL : 03-3224-2870 FAX : 03-3224-2877

CLIENT 305号

- 発行日：2017年2月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：http://www.ca-medical.jp
- お問い合わせ先：☎03-3224-2873

〈国内〉 東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉
 日本クレアス税理士法人
 日本クレアス社会保険労務士法人
 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
 株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A